



鳥取県公報

令和7年7月15日（火）
第9710号

毎週火・金曜日発行

目 次

- | | |
|-------------------------------|--|
| ◇ 選管告示 | 参議院議員通常選挙における選挙分会の日時及び場所（34）・・・・・・・・・・ 2 |
| ◇ 合同選管告示 | 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所（12）・・・ 2 |
| ◇ 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙長告示 | 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙立会人のくじを行う日時及び場所（2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 |
| ◇ 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙分会長告示 | 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙立会人のくじを行う日時及び場所（1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 |
| ◇ 参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示 | 参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人のくじを行う日時及び場所（1）・・・ 3 |

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第34号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における選挙分会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

令和7年7月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

1 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙分会

(1) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

(2) 日 時 令和7年7月22日 午後2時

2 参議院比例代表選出議員選挙選挙分会

(1) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

(2) 日 時 令和7年7月22日 午後2時30分

合同選管告示

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第12号

令和7年7月20日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

令和7年7月15日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

日時 令和7年7月23日 午後3時30分

場所 鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙長告示

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙長告示第2号

令和7年7月20日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和7年7月15日

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙長 藤 村 実 千 子

1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会

2 日 時 令和7年7月17日 午後5時10分

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙分会長告示

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙分会長告示第1号

令和7年7月20日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和7年7月15日

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙分会長 藤 村 実 千 子

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 日 時 令和7年7月17日 午後5時20分

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第1号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙において参議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和7年7月15日

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 藤 村 実 千 子

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 日 時 令和7年7月17日 午後5時30分